

令和2年10月15日

南相馬市農業委員会  
10月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年10月15日(木)午後1時50分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	
3	菅 野 信 彦		13	山 内 弘 巳	
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆		18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好		19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜				

新型コロナウイルスの感染防止(3密回避)のため、出席を求めない

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

## 3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之

副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

農政課

副主査 島 健太郎

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 36号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 37号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 38号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 39号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 40号 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 41号 違反転用事案の報告について
- 日程第 9 議案第107号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第108号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第11 議案第109号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第12 議案第110号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第13 議案第111号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について（市許可分）
- 日程第14 議案第117号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第15 議案第112号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第16 議案第113号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第17 議案第114号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第18 議案第115号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第19 議案第116号 現況確認証明願について

## 5. 会議の概要

(開会 午後1時50分)

議長 　　ただいまより、令和2年10月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。  
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。欠席通告者は17番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号 14番 二谷純市委員、16番 早川孝雄委員、18番 岡田敏文委員を指名いたします。

議長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。  
令和2年9月定例会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議長 　　次に、日程第3、報告第36号、専決処分の報告についてを議題といたします。  
専決第10号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第36号、専決第10号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通しての農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、案件1件につき、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 　　次に、日程第4、報告第37号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の9番委員には出席を求めているため、調整委員の7番委員からの報告を求めます。

7番委員 　　報告第37号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。内容

といたしましては、去る9月24日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階会議室におきまして、受け手1名、福島県農業振興公社から2名、調整委員2名、事務局2名により開催を致したところでございます。

協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から、田について10アール当たり45万円、畑について10アール当たり40万円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買金額につきましては、1,119万7,996円となりました。この件は、議案第107号議案書13ページの農用地利用集積計画の決定についての案件で、後程ご審議をよろしく願います。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第5、報告第38号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員からの報告を求めます。

7番委員 報告第38号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。内容といたしましては、去る9月24日午前10時40分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室におきまして、受け手1名、福島県農業振興公社より2名、調整委員2名、事務局2名により開催をいたしました。

協議内容ですが、福島県農業振興公社側から10アール当たり45万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は170万5,668円となりました。この件は、議案第107号議案書13ページの農用地利用集積計画の決定についての案件で、後程の審議をよろしく願います。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第6、報告第39号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員からの報告を求めます。

7番委員 報告第39号についてご説明いたします。議案書の6ページとなります。内容  
といたしましては、去る9月24日、午前11時20分より、南相馬市役所北庁  
舎2階会議室におきまして、受け手1名、福島県農業振興公社から担当者2名、  
調整委員2名、事務局2名により開催をいたしました。

協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から10アール当たり45万  
円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は247万985  
円となりました。この件は、議案第107号議案書13ページの農用地利用集積  
計画の決定についての案件で、後程の審議をよろしくお願いいたします。以上で  
す。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第40号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通  
知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第40号についてご説明いたします。別紙資料の1ページから54ページ  
になります。今回269件の案件がございますが、合意による解約でありますの  
で、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたしま  
す。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第41号、違反転用事案の報告についてを議題といたし  
ます。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは、報告第41号についてご説明いたします。議案書の8ページから1  
1ページ、整理番号1番から8番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、  
違反転用の種類、発生日等については記載のとおりとなっております。

整理番号1番につきましては、宅地南側に面した農地と宅地との間に落差が生じており不便だったことから、平成30年頃に、農地を宅地と同じ高さまで盛土し畑として利用しています。今般、農地転用の許可を得ないまま農地改良したことが判明したものです。

整理番号2番につきましては、昭和60年頃までに使用していた進入路は狭く、隣地との高低差があり、自家用車及び農業機械の通行に支障を来していたことから、進入路を新たに整備し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号3番につきましては、昭和55年に亡き父から相続した土地であり、植栽及び収穫物の積卸及び作業スペースとして使用して来ました。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号4番につきましては、昭和55年に亡き父から相続した土地であり、倉庫、物置及び資材置き場として使用して来ました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号5番につきましては、亡き祖父が農地に越境して納屋を建築し、その後、車庫及び農業用資材置き場兼作業広場等を整備した経過は不明になっております。今般、隣接地に住宅を建設する計画があり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号6番につきましては、昭和40年頃に亡き父が牛舎及び鳥小屋を整備し、現在は納屋及び農業用倉庫として使用しています。今般、住宅の建替えをするにあたり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号7番につきましては、昭和40年頃に、亡き父が住宅を建築したときから住宅への進入通路として使用しています。また、野馬追用の馬を預かり、管理と調教を始めそれに伴う施設を設置し現在も使用しています。今般、息子の住宅を建築する計画に伴い地目を確認したところ、農地であることが判明したものです。

整理番号8番につきましては、昭和54年頃より農地に隣接する住宅に代々居住していましたが、平成18年に測量を行ったところ、住宅敷地として使用していた土地が農地に越境していることが判明したものです。以上です。

議 長           ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長           次に、日程第9、議案第107号、農用地利用集積計画の決定についてを議題

といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の12ページから14ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第107号についてご説明いたします。今回、所有権移転の案件が3件、利用権設定の案件が5件となっております。内容につきましては、議案書記載のとおりとなっております。なお、所有権移転の対価及び利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定がなされております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第108号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第108号についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 今回の現地調査委員から、申請番号1番と3番について補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 続いて、申請番号2番、4番、5番の現地調査員には出席を求めているため、事務局で補足説明を受けていれば報告を願います。

事務局 出席を求めている委員からの補足説明はありませんでした。

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 11、議案第 109号、農地法第 3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 109号についてご説明いたします。議案書の 17ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、議案第 110号、農地法第 4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 110号についてご説明いたします。議案書の 18ページから 21ページ、申請番号 1番から 10番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

                  補足を要する案件としまして、申請番号 1番については、報告第 41号整理番号 1番の追認を得るための案件であり、農地改良の転用期間は許可日から 6カ月間となっております。

                  申請番号 2番については、報告第 41号整理番号 2番の追認を得るための案件です。

                  申請番号 3番については、報告第 41号整理番号 3番の追認を得るための案件です。

申請番号4番については、報告第41号整理番号4番の追認を得るための案件です。

申請番号6番については、農地改良としての一時転用であり、転用期間は許可日から12カ月間となっております。

申請番号8番については、報告第41号整理番号5番の追認を得るための案件です。

申請番号9番については、報告第41号整理番号6番の追認を得るための案件です。

申請番号10番については、報告第41号整理番号7番の追認を得るための案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員からの報告をお願いします。申請番号2番について、18番委員。

18番委員 議案第110号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。報告第41号整理番号2番の関連です。細心につきましては記載のとおりでありまして、宅地への進入路のための転用申請です。現地案内図は2ページであります。去る10月12日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、当該地は県道、山林、申請人の所有地に囲まれており、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 続きまして、申請番号3番と4番について、16番委員。

16番委員 議案第110号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。報告第41号整理番号3番の関連であります。現地案内図は3ページであります。申請事由は記載のとおりでございます。去る10月13日午前9時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、議案第110号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。報告第41号整理番号4番の関連であります。現地案内図は3ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る10月13日午前9時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いた

しました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号5番について、5番委員。

5番委員 議案第110号申請番号5番の現地調査の内容についてご報告いたします。申請内容につきましては記載のとおりで、宅地の進入路としての転用を求めるものであります。10月9日午後1時頃より、法定代理人であります行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、調査を代理人より聞き取りをし、また現地の状況を確認しましたところ、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。以上報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号9番について、14番委員。

14番委員 議案第110号申請番号9番について報告いたします。現地案内図は8ページです。この申請は、報告第41号整理番号6番の関連案件です。去る10月12日午前10時頃より、代理人であります行政書士立ち会いのもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 続いて、申請番号1番の現地調査委員10番委員、申請番号6番の現地調査委員8番委員、申請番号7番と8番の現地調査委員12番委員、及び、申請番号10番の現地調査委員9番委員には、出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第110号申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は1ページのとおりです。報告第41号整理番号1番の関連案件です。去る10月9日午前9時30分頃より、行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第110号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。申請内容は、議案書19ページに記載のとおりで現地案内図は5ページになります。去る10月12日午後5時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たして

いると判断いたしました。

続きまして、議案第110号、申請番号7番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。所在から申請事由まで記載のとおりです。去る10月12日午後1時頃より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第110号申請番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページです。この案件は、報告第41号整理番号5番関連の案件です。去る10月12日午前9時頃より、行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第110号申請番号10番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。この案件は、報告第41号整理番号7番関連の案件です。去る10月12日午後4時頃より、行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第13、議案第111号、農地法第5条の規定による許可処分取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第111号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消願出をする理由については、記載のとおりです。

                  当該地に移住する目的で転用許可を受けましたが、許可後、隣接地の地主より農業の経営規模拡大のために、当該地を譲って欲しいとの再三の願出があったことから、当該地の取得を断念することとなり、許可処分の取消をするものでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 　　14番委員。

14番委員 　私も何回か現地を見ました。多分ですが、99番2で田となっておりますが、99番1があるということですかね。それと、譲受人がですね、宅地の部分として必要としている部分が大体50センチぐらいの盛土しておりまして、残土が入っております。その後の取り扱いをどうすればいいのか、お教え願いたいと思います。以上です。

議 長 　　事務局。

事務局 　　ただいまの質問に対して回答させていただきます。まず、この土地の地番ですが、もともと99番という筆がございまして、そこから分筆した地番になります。申請時に行政書士からは、この議案に載っている地番の土地につきましては、農地の様相であるということで写真も添付して申請していただいておりますので、事務局では農地であるというように判断しております。

議 長 　　14番委員。

14番委員 　もともとの田のように復元しなくちゃいけないんで、大変なお金がかかると思うんですね。50センチメートル位盛土になってますから。このような場合、購入予定者にどういった説明をすれば良いでしょうか。

議 長 　　暫時休議します。

議 長 　　再開をいたします。

議 長 　　この地番の土地を事務局で現地調査し対処することにいたします。

議 長 　　そのほかございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第14、議案第117号、農地法第5条の規定による許可後の事業

計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第117号についてご説明をいたします。議案書の34ページ、申請番号1番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示等は、記載のとおりとなっております。この案件につきましては、議案第112号申請番号4番の関連案件となっております。事業計画変更に係る理由ですが、駐車場として使用する目的で転用許可を受け、現在工事を行っておりますが、周辺地域での駐車場の需要が多く、更なる駐車場の整備が必要になったため、隣接する農地を駐車場整備に追加するものとなっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員からの報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第117号申請番号1番について、現地調査をいたしましたので報告をいたします。現地案内図は、12ページです。去る10月10日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査と聞き取り調査を行いました。調査を行ったところ、立地基準、一般基準を満たしているというふうに判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15号、議案第112号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第112号についてご説明をいたします。議案書の23ページから25ページ、申請番号1番から7番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は、記載のとおりです。

補足を要する案件として、申請番号2番につきましては、農家住宅としての転用面積が1,000平方メートルを超えておりますが、法面の面積を除くと農家住宅としての転用面積の上限以内であることから妥当と判断しております。

申請番号3番につきましては、一般住宅としての転用面積が500平方メートルを超えておりますが、法面の面積を除きますと、一般住宅としての転用面積の上限以内であることから妥当と判断しております。

申請番号4番につきましては、議案第117号申請番号1番の関連案件となっております。

申請番号6番につきましては、報告第41号整理番号8番の追認を得るための案件となっております。以上です。

議長 今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について、2番委員。

2番委員 議案第112号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。去る10月9日午後3時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の現況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 続きまして、申請番号4番について、11番委員。

11番委員 それでは、議案第112号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。この案件は、先ほどの議案第117号申請番号1番の関連案件でございます。去る10月10日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議長 続きまして、申請番号5番について、5番委員。

5番委員 議案第112号申請番号5番の現地調査の結果を報告いたします。現地案内図につきましては13ページでございます。去る10月9日午前10時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地の調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、そして現地状況の調査を行いました結果、立地基準、一般基準に照らしてすべて満たしているものと判断をいたしております。以上報告いたします。

議長 続いて、申請番号2番の現地調査委員8番委員、申請番号3番の現地調査委員9番委員、申請番号6番の現地調査委員15番委員、申請番号7番の現地調査員13番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げいたします。

議案第112号申請番号2番につきまして現地調査の報告をいたします。

申請内容は議案書23ページに記載のとおりで、現地案内図は5ページです。去る10月12日午後5時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第112号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。申請内容は議案書のとおりです。去る10月11日午前9時30分頃より、現地で代理人行政書士から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。

続きまして、議案第112号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページです。報告第41号整理番号8番の追認を得るための案件です。去る10月9日午前10時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと調査項目に基づき、聞き取り、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており何ら問題ないと判断してまいりました。

続きまして、議案第112号申請番号7番について、調査の報告をいたします。現地案内図は15ページです。申請内容、申請理由は記載のとおりとなっております。去る10月11日午前9時頃より、地縁団体である行政区の区長立ち会いのもと、現地調査を行いました。本案件は、小高東部地区の基盤整備事業により共同墓地に隣接する当該農地を非農用地として取得し、駐車場用地とする計画が県から認可されたことから、駐車場として整備するための転用許可申請であります。調査書の調査項目に基づき、行政区長からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、土地改良区の意見書、及び、事業計画において定められている用途である旨の事業主体の証明書が添付されていることから、問題ないと判断いたしました。

以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第16、議案第113号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第113号についてご説明をいたします。議案書の26ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足はございません。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第113号申請番号1番について、現地調査の報告を致します。現地案内図は16ページです。去る10月10日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上であります。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第114号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第114号についてご説明いたします。議案書の27ページから29ページ、申請番号1番から10番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件として、申請番号1番については、資材置き場、仮設トイレ設置としての一時転用であり、転用期間は、許可日から12カ月間となっております。

申請番号4番については、資材置き場、仮設事務所等としての一時転用であり、転用期間は許可日から8カ月間となっております。

申請番号6番から10番については、第3種農地のうち、用途地域に入っている農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議長 続いて、今回の現地調査委員からの報告をお願いします。申請番号1番について、5番委員。

5 番委員 議案第 1 1 4 号申請番号 1 番につきまして、現地調査の報告をいたします。申請の内容につきましては記載のとおり及び、ただいまの事務局からの補足説明のとおりでありまして、去る 1 0 月 9 日午前 1 1 時から、現地におきまして申請人立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づきましてその内容を聞き取りし、また、現地の状況を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと確認いたしました。以上報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号 2 番と 5 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 8 ページです。去る 1 0 月 1 1 日午後 1 時半より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

次に、申請番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 0 ページです。去る 1 0 月 1 1 日午後 3 時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号 4 番について、2 番委員。

2 番委員 議案第 1 1 4 号申請番号 4 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 9 ページです。去る 1 0 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、申請番号 3 番の現地調査委員 9 番委員、申請番号 7 番から 1 0 番の現地調査委員 1 0 番委員には出席を求めているため、及び、申請番号 6 番の現地調査委員 1 7 番委員は欠席のため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。  
議案第 1 1 4 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。現地案

内図は9ページの です。申請内容は記載のとおりです。去る10月12日午後4時頃より、現地にて設定人及び代理人行政書士から説明を受け、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。

続きまして、議案第114号申請番号6番の現地調査を行いましたので報告いたします。現地案内図は21ページの になります。去る10月12日午後3時45分より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。代理人行政書士と現場を踏査し聞き取り調査をいたしました。周囲には人家もあることから、隣接地権者や周辺の世帯からの同意を得ているかを確認したところ、全戸及び隣接地権者を訪問して事業内容を説明し、同意を得ているとの回答でした。また、設置後の日照等の被害問題等が生じないよう設置設計をするよう指導を行いました。土地改良区からは差し支えないとの意見書も添付されております。その他、自己資金で行う旨とあり、金融機関の事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第114号申請番号7番から10番について、申請地が近接していること、また、転用の目的、代理人行政書士が同一であることから、現地調査の結果を一括して報告いたします。現地案内図は21ページの から のとおりです。去る10月9日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、いずれの案件も立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 14番委員。

14番委員 太陽光発電のための転用が多いんですが、何かあるんでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 今回の転用申請でいうと、2019年と2018年度にFIT申請を行って、通ったものが、工事が始められるような段階になったので申請が上がって来ている状況だと思います。また、今年の春から夏にかけて、南相馬市内かなり重点的に太陽光発電の営業に歩いたようです。そうしたこともあって、今後も、こうした太陽光発電施設での転用が続くとは予想しております。以上です。

議 長           ほかにございませんか。

                  (なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長           次に、日程第18、議案第115号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第115号についてご説明いたします。議案書の30ページから32ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

                  申請番号1番から3番及び5番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

                  申請番号4番及び6番については、用途地域に入っていない第3種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長           今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、2番委員。

2番委員           議案第115号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は22ページです。去る10月10日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長           続きまして、申請番号2番について、16番委員。

16番委員           議案第115号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は23ページであります、所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る10月12日午前9時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上であります。

議 長 続きまして申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第115号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。仔細につきましては記載のとおりであります。太陽光発電設備設置のための転用申請です。去る10月12日9時30分より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました。当該地は、平坦地であり現状地への設置であり、周囲には3カ所に太陽光発電設備が設置されております。よって、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。

また、再生可能エネルギーの推進を図るため、休耕地並びに不耕作地を有効的に活用して売電を行い、農業経営の一部にしたいとのことで、今後、研究を積み重ねて行くとのことをございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続いて、申請番号4番の現地調査員13番委員には出席を求めているため、申請番号5番と6番の現地調査委員17番委員は欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第115号申請番号4番について、調査の報告をいたします。現地案内図は25ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る10月9日午後3時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。

議案第115号申請番号5番の調査報告をいたします。現地案内図は26ページになります。去る10月12日午後4時10分より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。代理人行政書士と現場を踏査し、聞き取り調査を行いました。当該農地の現況は不作地であり、南側に面しているものの、周囲は山林に囲まれた段々とした農地であります。また、土地改良区からは差し支えないとの意見書も添付されております。その他、自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。

議案第115号申請番号6番の調査を行いましたので報告いたします。現地案内図は21ページになります。去る10月12日午後4時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地はJR小高駅の東側にあります。既に周囲に



(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            以上で本日予定いたしました報告6件、議案11件、合わせて17件の審議をすべて終了いたしました。

                  これを持ちまして、本日の10月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後3時15分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年10月15日

議事録署名人(14番・フタツヤ ジュンイチ)

議事録署名人(16番・ハヤカワ タカオ)

議事録署名人(18番・オカダ トシフミ)